

# 藤沢市海水浴場ルール 新旧対照表

別紙 2

新	旧
<p>第1条～第2条 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略</p>
<p>第3条 本市内における各海水浴場の海の家営業時間は、次のとおりとする。</p> <p>片瀬東浜海水浴場 午前8時から午後8時半まで            片瀬西浜・鵜沼海水浴場 午前8時から午後9時まで            辻堂海水浴場 午前8時から午後9時まで</p>	<p>第3条 本市内における各海水浴場の海の家営業時間は、次のとおりとする。</p> <p>片瀬東浜海水浴場 午前8時から午後9時まで            片瀬西浜・鵜沼海水浴場 午前8時から午後9時まで            辻堂海水浴場 午前8時から午後9時まで</p>
<p>第2項～第4項省略</p>	<p>第2項～第4項省略</p>
<p>第4条～第11条 省略</p>	<p>第4条～第11条 省略</p>
<p>(風紀上の対策)</p>	<p>(風紀上の対策)</p>
<p>第12条</p>	<p>第12条</p>
<p>1項 省略</p>	<p>1項 省略</p>
<p>2 海の家は、酒類・タバコを販売する際に、購入者が<u>20歳未満</u>であると思料するときは、身分証明証等により年齢を確認した上で販売する。</p>	<p>2 海の家は、酒類・タバコを販売する際に、購入者が<u>未成年</u>であると思料するときは、身分証明証等により年齢を確認した上で販売する。</p>

<p>第3項 省略</p> <p><u>4 海の家において、飲み物の提供にあたっては、回し飲みは禁止とする。</u></p> <p><u>5 強引な客引きは行わない。</u></p> <p>第13条～第20条 省略</p> <p>(飲酒の制限)</p> <p>第21条 海水浴場利用者は、<u>海水浴場内において海の家以外の飲酒は禁止とする。</u></p> <p>第2項 省略</p> <p>第22条～第28条 省略</p> <p>(ペットの管理)</p> <p>第29条 海水浴場利用者は、海水浴場開設時間中、海水浴場内に<u>おける海の家に補助犬以外の犬等ペット(以下、「ペット」という。)</u>を持ち込んで서는ならない。<u>また、海水浴場営業時間内において海へのペットの入水は禁止とする。</u></p> <p><u>2 海水浴場内において前項に定めた以外のエリアについては、各海水浴場開設者が認めた場合を除き、開設時間にはペットを持ち込んで서는ならない。</u></p>	<p>第3項 省略</p> <p>(新規)</p> <p><u>4 強引な客引きは行わない。</u></p> <p>第13条～第20条 省略</p> <p>(飲酒の制限)</p> <p>第21条 海水浴場利用者は、<u>飲酒により他の利用者に迷惑をかけることがないように節度を保たなければならない。</u></p> <p>第2項 省略</p> <p>第22条～第28条 省略</p> <p>(ペットの管理)</p> <p>第29条 海水浴場利用者は、海水浴場開設時間中、<u>海水浴場内に介助犬以外の犬等ペットを持ち込んで서는ならない。</u></p> <p>(新規)</p>
--	--

第30条～第31条 省略

(削除)

第5章 雑則

(感染症等の感染防止対策)

第32条 感染症等の感染対策は、国の基本対処方針や県の

第30条～第31条 省略

第5章 新型コロナウイルス感染症の感染防止  
(感染防止対策)

第32条 海水浴場内において、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、海水浴場設置者、海の家関係者及び海水浴場利用者が一体となって、別紙「藤沢市海水浴場における、新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルール」を順守し、感染防止対策に取り組む。

2 まん延防止等重点措置や緊急事態措置が実施された場合には、海水浴場設置者及び海の家関係者は、県の要請に対し協力し、要請内容の順守に努める。特に、緊急事態措置の適用状況などを踏まえ、国の基本的対処方針や県の実施方針に基づき、県が海水浴場の休場を要請した場合には、海水浴場設置者は速やかに海水浴場を休場することとする。

3 協議会は、前項の規定による県からの休場要請がない場合においても、感染状況等のリスクを踏まえた休場の基準を定め、海水浴場設置者と協定を締結できる。

第6章 雑則

(新規)

実施方針に基づき、対策に取り組む。

第 33 条 省略

附 則

このルールは、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

関係法令

法 令 名	内 容	所 管 部 局
食品衛生法 同施行 <u>規則</u> 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例 食品衛生条例（横須賀市） 茅ヶ崎市食品衛生条例	飲食店等の営業許可 <u>営業の届出</u>	生活衛生課 保健福祉事務所 横須賀市保健所 藤沢市保健所 茅ヶ崎市保健所

第 33 条 省略

(新規)

関係法令

法 令 名	内 容	所 管 部 局
食品衛生法 同施行 <u>細則</u> 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例 食品衛生条例（横須賀市） <u>藤沢市食品衛生法の施行に関する条例</u> 茅ヶ崎市食品衛生条例	飲食店等の営業許可 営業の <u>報告</u> の届出	生活衛生課 保健福祉事務所 横須賀市保健所 藤沢市保健所 茅ヶ崎市保健所